

第 3 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和4年3月17日(木) 午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 森 哲也・14 宮本 政春・15 守山 孝之
16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子・24 前田 孝幸

以上10名

欠 席 委 員

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 勝田事務局長・野村事務局次長・増田主査

総合支所 久居：若松主査 一志：柴山担当副主幹
白山：瀬田担当主幹 美杉：磯田担当主幹

議事録署名者 24 前田 孝幸・6 田口 慶則

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第4号 非農地証明願いについて

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	それでは、第3回第2農地部会を開会いたします。 なお、新型コロナウイルス感染対策の一環により、各委員が発言する場合はマスク着用のまま、発言をお願いします。 本日の欠席はなし。出席委員数は10名でございます。 議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。 24番 前田 孝幸委員・6番 田口 慶則委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。 それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。
事 務 局	議案書の1ページから3ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。 番号1から15で、件数は15件、合計面積は64,189㎡で、その内訳は田が60,237㎡、畑が2,971㎡、その他が山林で981㎡でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。 4ページから9ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。 番号1から13で、件数は13件、合計面積は45,401.75㎡で、その内訳は田が33,734.46㎡、畑が10,119.99㎡、その他が宅地と山林で1,547.30㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。 10ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。 番号1 一般個人住宅用地 番号2 宅地造成 番号3 建売（分譲）住宅用地 でございます。 以上、件数は3件、合計面積は827㎡で、その内訳は、田が198㎡、畑が629㎡でございます。 報告案件は以上です。
議 長	それでは、議案事項に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を

議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書の11ページから12ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗葉、受人 _____、面積 50, 163㎡、渡人 _____、面積 5, 880㎡、申請地 森町前川原_____, 台帳地目・現況地目とも田、面積4, 675㎡ 外3筆、合計面積 4, 894㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 波瀬 外、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____、面積 5, 036㎡、申請地 一志町波瀬若杣_____, 台帳地目・現況地目とも畑、面積 489㎡ 外5筆、合計面積 5, 036㎡。

これにつきましては、受人は、離農する渡人から申請地を譲り受け、新規営農するものです。

番号3、地区 家城、受人 _____、面積 5, 157㎡、渡人 _____、面積 1, 068㎡、申請地 白山町南家城家野_____, 台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 068㎡。

これにつきましては、受人は、離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 竹原、受人 _____、面積 17, 415㎡、渡人 _____、面積 6, 848㎡、申請地 美杉町竹原東垣内_____, 台帳地目・現況地目とも田、面積 2, 026㎡ 外4筆、合計面積 5, 774㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 八知、受人 _____、面積 5, 728㎡、渡人 _____、面積 1, 608㎡、申請地 美杉町八知庄屋田_____, 台帳地目 田、現況地目 畑、面積 266㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 八知、受人 _____、面積 3, 523㎡、渡人 _____、面積 1, 608㎡、申請地 美杉町八知庄屋田_____, 台帳地目 田、現況地目 畑、面積 425㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は6件、合計面積は17, 463㎡で、その内訳は、田が16, 580㎡、畑883㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思えます。

1番お願いします。

森委員 7番、森です。3月8日に現地調査をして参りました。地元推進委員、農業委員の諸戸さん、田口さん、中野さんと見て参りました。場所は_____から東へ100メートルばかり行ったところ。事務局の説明の通り問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 2番お願いします。

前田委員 24番、前田です。高岡地区と波瀬地区の二つに分かれています。3月8日に波瀬地区におきましては守山会長、宮本委員、地元推進委員で確認しております。同じく高岡地区におきましては守山会長、宮本委員、地元推進委員で確認しております。新規就農ということで何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 3番お願いします。

西森委員 17番、西森です。3月8日に中谷、西森両委員、地元推進委員、白山事務局と見て参りました。場所は_____の南側、県道を挟んだ場所にありまして、非常にきれいに管理されているところです。そのまま使われるということですので、何ら問題ないかと思えますのでよろしくお願いします。

議長 4番から6番、お願いします。

結城委員 18番、結城です。4番は、8日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。渡人は農業の継続が困難になり売却をしたいということでございます。受人は農業経営の拡大を図るため農地を譲り受け拡大したいということで。5番は、地元推進委員と事務局で現地確認をしました。渡人は農業経営の縮小。受人は農業経営を拡大して農業をしたいということです。6番も地元推進委員と事務局で現地を確認しました。渡人は経営の縮小と、受人は経営の拡大で耕作するというところでございます。以上です。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	13ページから14ページをお願いします。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。 番号1、地区 榊原、申請者 _____、申請地 榊原町松ヶ瀬_____ 台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 74㎡。 これにつきましては、申請地を庭用地・小屋用地とするものです。 転用時期は不詳であります、過去、隣地のお墓が移転した後から庭園、小屋用地として利用してきた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 大井、申請者 _____、申請地 一志町大仰堂垣内_____ 台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 60㎡。 これにつきましては、申請地を車庫用地、物置用地とするものです。 昭和53年頃から、申請用途で利用している旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号3、地区 高岡、申請者 _____、申請地 一志町日置北浦_____ 台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 463㎡ 外2筆、合計面積 1,456㎡。 これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。 令和3年10月にトラクター用の駐車場として転用した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号4、地区 八知、申請者 _____、申請地 美杉町八知庵田_____ 台帳地目 田、現況地目 山林、面積 294㎡。 これにつきましては、申請地を植林とするものです。 昭和30年頃、耕作不能により植林した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号5、地区 八知、申請者 _____、申請地 美杉町八知峯ノ町_____

__、台帳地目 田、現況地目 山林、面積 6 6 m² 外4筆、合計面積 2, 8 6 4 m²。

これにつきましては、申請地を植林とするものです。

平成9年ごろ、耕作不能により植林した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 八知、申請者 ____, 申請地 美杉町八知上垣____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 3 3 m² 外1筆、合計面積 1 7 1 m²。

これにつきましては、申請地を住宅敷地とするものです。

昭和36年頃より、申請用途で利用している旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 下多気、申請者 ____, 申請地 美杉町下多気白口____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 3 6 2 m² 外3筆、合計面積 5 8 1. 6 1 m²。

これにつきましては、申請地を植林とするものです。

昭和55年頃、獣害により耕作できず植林した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 下多気、申請者 ____, 申請地 美杉町下多気白口____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 8 3 m² 外7筆、合計面積 2, 5 9 0 m²。

これにつきましては、申請地を植林とするものです。

昭和55年頃、獣害により耕作できず植林した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は8件、合計面積は8, 0 9 0. 6 1 m²で、その内訳は田が7, 1 0 1 m²、畑が9 8 9. 6 1 m²でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思えます。

1 番お願いします。

森 委 員 7 番、森です。8 日に地元推進委員、農業委員の諸戸さん、田口さん、中野さんと久居の事務局で現地に行って参りました。現場は榊原の____の前ぐらい。事務局の説明通り何ら問題もないと思いますので、よろしく願います。

議 長	2 番お願いします。
宮本委員	1 4 番、宮本です。8 日に守山会長、前田委員と地元推進委員、事務局と確認してきました。始末書が出ておるようなので、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	3 番お願いします。
前田委員	2 4 番、前田です。3 月 8 日に会長と宮本委員、地元推進委員と現地を確認して参りました。事務局説明通り何の問題ありませんので、よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。4 番から 8 番お願いします。
結城委員	1 8 番、結城です。4 番から 8 番について説明します。4 番は、地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。耕作が困難であることと、周囲が全て山林で獣害がひどく耕作が不能で山林にしたということです。始末書と写真が添付されております。4 番、5 番、6 番もよく似たことで詳細は省略します。7 番の下多気は、地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。低い土地で獣害が最も多いので山林に利用したということでございます。写真、始末書も添付されておりますので、よろしくお願いします。8 番、これも地元推進委員と事務局で現地を確認をいたしました。これも同じく獣害で大変なので植林をしたということでございます。始末書、写真が添付されております。よろしくお願いします。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 2 号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	1 5 ページをお願いいたします。 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居井戸山町奥ノ谷_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 9 5 5 m² 外2筆、合計面積 1, 9 3 6 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。

受人は、申請地隣地にて_____を運営しており、利用者数の増加により、来客および職員用として20台分の駐車場を確保する計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2と3は関連案件なのでまとめて説明します。

番号2、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居明神町風早_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 4 9 7 m²。

番号3、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居明神町風早_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 0 1 1 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地、駐車場用地とするものです。

現在、隣地について、資材置場用地として転用許可申請がされており、津市の開発指導要綱に基づく確認手続き中です。申請地につきましても、同事業用地と連続する計画で、市の指導要綱に基づく協議中であるため、確認され次第、農地部会審議後に同時許可となる予定です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 庄田町若林_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 2 0 4 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 川合、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町小山鳥居ノ本_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1 7 5 m² 外1筆、合計面積 4 5 5 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 八知、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町八知庄屋田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 3 4 9 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を農業用倉庫用地とするものです。

農地区分は、農用地区域内農業用施設用地と判断されます。

番号7、地区 八知、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町八知田し路_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 4 1 0 m² 外1筆、合計面積 7 4 3 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、507.00㎡、パネルの設置率は、転用面積の68.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は7件、合計面積は6,195㎡で、その内訳は田が2,857㎡、畑が2,357㎡、その他が山林で981㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思えます。

1番お願いします。

田口委員 6番、田口です。8日に現地を見て参りました。農業委員の諸戸さん、森さん、中野さん、地元推進委員で見て参りました。1番は、_____の西約100メートルぐらいのところでございます。事務局の説明通り何ら問題無いと思います。2番と3番も同じ日に現地を見て参りました。場所は_____の北約100メートルぐらいのところですよ。これも事務局の説明通り問題無いと思いますのでよろしくお願いします。

議長 4番お願いします。

森委員 7番、森です。3月8日に地元推進委員と農業委員の諸戸さん、田口さん、中野さんと私、久居の事務局で現地調査に行つて参りました。場所は庄田の_____から東へ800メートルほど行ったところですよ。事務局の説明通り何ら問題も無いと思いますのでよろしくお願いします。

議長 5番お願いします。

前田委員 24番、前田です。3月8日に守山会長、宮本委員、地元推進委員と事務局で現地確認して参りました。事務局の説明通り何ら問題無いかと思います。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。6番、7番お願いします。

結城委員 18番、結城です。6番を説明します。地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。受人が所有する耕作地は申請地の近隣にあり、農業用倉庫と育苗施設を利用することで、水稻の作業の効率化を図るためということです。7番は、地元推進委員、事務局で現地を確認いたしました。受人が事業として電力小売業を実施するため、新たな土地を取得して売電したいということです。以上。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います
続きまして、議案第4号 非農地証明願いについてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 16ページをお願いいたします。
議案第4号 非農地証明願について、でございます。
番号1、地区 久居、願出者 _____、申請地 久居北口町洗ヶ瀬_____
__、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 179㎡。
これにつきましては、令和3年度固定資産課税台帳記載事項証明書により、
申請地に昭和60年頃より農業用倉庫を建築し、現在に至ることが確認できる
ことから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、
非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、
農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で179㎡でございます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1番をお願いします。

田口委員 6番、田口です。8日に見て参りました。事務局の説明通り何ら問題ない
と思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意
見をお伺いします。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号につ
いて、これにご異議ございませんか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第４号については証明することに決定したいと思います。 次に別冊でお配りしました議案第５号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第５号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。 それでは、資料の２枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。 まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で８４，９９９㎡、畑の賃貸借、使用貸借で３，４０５㎡、契約件数は３０件でございます。 一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で９９，２０４㎡、畑の使用貸借で３，４９４㎡、契約件数は３７件でございます。 白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で４２９，６８４．３８㎡、畑の使用貸借で９４０㎡、契約件数は１３７件でございます。 美杉地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で１１，６６７㎡、契約件数は８件でございます。 以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて６２５，５５４．３８㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて７，８３９㎡、合計契約件数は２１２件、合計面積は６３３，３９３．３８㎡となっております。 次に認定農業者への集積状況でございます。 地区別の認定農業者への集積は久居地区１９件、一志地区２３件、白山地区７７件、美杉地区５件で、合計１２４件、合計面積は３８６，８００．６９㎡でございます。 また、認定農業者への集積率は、件数で５８．５％、面積で６１．１％となっております。 今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。 最後に、３枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いします。 以上で説明を終わります。
議 長	事務局の説明が終わりました。 今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与

の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号43ほか7件についてです。

まず最初に_____委員に関する案件からお願いします。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

この8件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮かりします。ただいま、審議
をいただきました8件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に
進達することにいたします。

議 長 入室してください。

< 入 室 >

議 長 次に、_____委員の整理番号50ほか4件についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

この5件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮かりします。ただいま、審議をいただきました5件について、
ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に
進達することにいたします。

議 長 入室してください。

< 入 室 >

議 長 次に、_____委員の整理番号 1 1 2 ほか 3 件についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

この 4 件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮かりします。ただいま、審議をいただきました 4 件について、
ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に
進達することにいたします。

議 長 入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いし
ます。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮かりします。ただいま、審議をいただきました案件について、
ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市
長に進達することにいたします。

議 長 以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。
これをもちまして、第 3 回第 2 農地部会を閉会します。

午後 2 時 3 7 分

上記は、第 3 回第 2 農地部会の議事を録したものである。
令和 4 年 3 月 1 7 日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____